

銀行振込による公売保証金の納付手続

1. 手続に入る前に

- (1) 手続に入る前に Yahoo!オークションガイドライン、池田町インターネット公売ガイドラインなどを必ずお読みください。
- (2) Yahoo!JAPAN ID の取得などを行い、Yahoo!オークション内の池田町の公売物件画面より参加の仮申込を行ったのち、この手続きを行ってください。
- (3) 公売参加者が法人の場合、法人名で取得した Yahoo!JAPAN ID で池田町の公売物件画面より仮申込を行ったのち、この手続きを行ってください。
- (4) 公売保証金の金額は、公売物件ごとに異なります。また、公売保証金の納付は公売物件の売却区分ごとに必要となります。必ず入札しようとしている公売物件の公売物件詳細画面より公売保証金の金額を確認したうえで、以下の手続を行ってください。

2. 「公売保証金提供書兼還付請求書兼口座振替依頼書」の送付

- (1) 「公売保証金提供書兼還付請求書兼口座振替依頼書」をダウンロードし、太枠内を記入し、押印してください。
 - ※「公売保証金提供書兼還付請求書兼口座振替依頼書」に記入した氏名、住所、電話番号、Yahoo!JAPAN ID、メールアドレス、口座振替依頼先口座情報は、入札終了後に、買受代金の納付または公売保証金の返還手続の完了まで変更できませんのでご注意ください。
 - ※印鑑は必ず押印してください。捨印も忘れずに押印してください。
- (2) 「公売保証金提供書兼還付請求書兼口座振替依頼書」を池田町役場総務課収納係に書留郵便（郵送料は公売参加申込者負担）にて送付してください。

3. 公売保証金の納付

- (1) 池田町は「公売保証金提供書兼還付請求書兼口座振替依頼書」を受領した後、記入されているメールアドレス宛てに、振込口座をお知らせします。
- (2) 電子メールの案内にしたがって、銀行振込で公売保証金を納付してください。
 - ※公売保証金は入札開始の2開庁日前までに池田町が確認できるように納付してください。納付を確認できない場合は、入札をすることができません。
 - ※公売保証金を振り込んだ日から、池田町が納付を確認するまでに、3開庁日程度かかることがあります。
 - ※振込手数料は、公売参加申込者の負担となります。
 - ※類似の口座にご注意ください。
- (3) 池田町が公売保証金の納付を確認した後、参加申込完了（参加登録）の手続を行うと、入札することができるようになります。
- (4) 仮申込を行った Yahoo!JAPAN ID でログインした画面で、「参加申込・完了」と表示されるのは、入札開始の前日となる場合があります。

4. 公売物件に農地を含む場合

(1) 公売物件に農地法上の農地が含まれる場合は、農業委員会等から交付を受けた「買受適格証明書」を提出してください。

※公売保証金の納付に加えて、「買受適格証明書」を提出した方のみ、参加申込が完了します。

※「買受適格証明書」の発行手続きについては、公売物件のある市区町村の農業委員会にお問い合わせください。

(2) 公売物件のうち農地について、買受人に権利が移転するのは、農業委員会等の許可または届出の受理があったときです。

5. 公売保証金の返還

(1) 落札者（最高価申込者）及び次順位買受申込者以外の方が納付した公売保証金は、入札期間終了後に返還します。

(2) 次順位買受申込者が納付した公売保証金も、落札者（最高価申込者）が期限までに買受代金を納付した場合には返還します。

(3) 公売を中止した物件の公売保証金は、当初に予定していた入札期間の終了後に返還します。

(4) インターネット公売全体が中止となった場合は、公売中止の決定後に返還します。

(5) 入札をしなかった場合の公売保証金は、入札期間の終了後に返還します。

(6) 公売保証金の返還は、上述の返還事由の発生から4週間程度かかる場合があります。

(7) 公売保証金の返還は、「公売保証金提供書兼還付請求書兼口座振替依頼書」に記載された銀行口座へ振り込むことで行います。

(8) 国税徴収法第108条第1項に該当する公売参加申込者の公売保証金は返還しません。

6. 書類の送付先

〒399-8996

長野県北安曇郡池田町大字池田3203-6

池田町総務課収納係